

神戸家庭裁判所委員会(H16.11.10開催)議事概要

1 日時

平成16年11月10日(水)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 秋山秀樹, 市村允正, 北野聖造, 木村治子, 楠 武人,
笹村政子, 西村恵三子, 橋本千穂, 播磨俊子, 前野育三,
正木きよみ, 將積良子(委員長), 横山修二(敬称略)
(説明者) 水口富美永, 和田 勉, 南 民和, 西山定博
(庶務) 田中敏治, 杉原哲治, 三好敏夫, 深 計之

4 議事(:委員長, :委員, :説明者, :庶務)

- (1) 開会のことば(総務課長)
- (2) 所長あいさつ
- (3) 新しい委員の紹介

平成16年10月18日付けで新たに神戸家庭裁判所委員に任命された正木きよみ委員の紹介があった(平成16年6月1日付け選任の江見康行委員は欠席につき,次回委員会で紹介)。

- (4) 委員長代理の指名

委員長代理には,正木委員が指名された。

- (5) 委員会の運用に関し必要な事項の決定

別紙第1のとおりの内容で,神戸家庭裁判所委員会会則が確認された。

- (6) 前回委員会で提案されたことについての裁判所からの報告

運営等に関する事項については,この程度とします。次に,前回の委員会で御提言いただきました中で,来庁者アンケートと高校生に対する広報を実施いたしました。それについて担当者から報告します。

来庁者アンケートについて

前回7月5日付け委員会の提言を受けて,神戸家庭裁判所では,11月1日から来庁者に対するアンケートを実施することといたしました。お手元に配布させていただきました「利用者の声」(別紙第2)を使用しています。アンケート用紙を置いている場所については,1階交通待合室,2階玄関ホール,調停の申立人待合室及び相手方待合室,3階家事待合室2室,4階少年関係人待合室及び一般待合室の合計8室へ設置しました。設置しましたアンケート用紙については,来庁者の方が自由に記入いただいて,2階正面玄関ホールに備え付けました投函箱へ投函していただきます。

投函していただきましたアンケートにつきましては,毎週金曜日に総務課で回収

し、意見の内容によっては、改善を図ったり、職員の研修等の際にも役立てたりしたいと考えています。また、アンケートの結果やそれを受けて改善した点については、順次、神戸家庭裁判所委員会で報告させていただきます。

なお、11月1日から5日までの1週間で、2人の方がアンケートに答えてくださいました。40歳の女性と78歳の女性の方です。2人とも用務先はすぐに分かり、職員の対応も良かったとのこと。職員の対応については、「言葉遣いが丁寧で優しかった。」とか書かれています。施設や設備等の利用などについては、「申立人と相手方が廊下やトイレで出会ってしまう。」とか「花などがあれば心が和むのではないのでしょうか。」の意見がありましたので、今後、検討させていただきたいと考えています。

「法の日週間」広報行事（高校生に対する広報）について

神戸家庭裁判所では、今年の「法の日週間」の広報行事といたしまして、10月31日の日曜日に、高校生を主な対象とした催しを行いました。

高校生に参加していただくために、次のような広報を企画しました。まず、事前に、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会等を訪れて、企画の趣旨を説明して協力を依頼しました。また、ポスター及びチラシを神戸市内にある県立、市立、私立高校62校へ送付して学内の掲示板に掲示いただくように依頼しました。また、兵庫県立高等学校長協会の会長である市村委員にも、校長会で行事の趣旨を説明していただく形での御協力を依頼させていただきました。その結果、市村委員から、校長会でこの行事について紹介していただくことができました。御協力ありがとうございました。次に、家庭裁判所委員の皆様にも企画の御連絡を差し上げ、また、裁判所のホームページへ掲載させていただきました。また、総務課長が、神戸地方裁判所内にある司法記者クラブへ行って、広報行事の趣旨を説明した上で、取り上げていただくようお願いしました。その結果、神戸新聞に取り上げていただくことができました。どうもありがとうございました。

また、応募が少なかったため、応募期間の締切間際ころにポスター等を送付させていただきました学校に、再度生徒への呼びかけをしていただくよう協力を電話でお願いしました。

行事としましては、まず、家事部の正木部総括裁判官から、高校生にも分かりやすい内容で、質疑応答も含めて、家庭裁判所についての話をさせていただきました。

講演の主な内容は、高校生程度の年齢の生徒が、過去に経験した事柄及びこれから経験するであろう事柄について、市民生活の中で、家庭裁判所とかわりのある事項について説明しました。まずは、一般的に、家庭裁判所が取り扱う家事事件及び少年事件の概要を説明し、その上で、離婚の仕組みや、離婚による戸籍の変動、親権の指定変更、養育費の決定、養子縁組など、親が離婚したことによってその子供が影響を受ける事項を中心に、また、自分自身の将来の問題として、結婚や離婚、相続、子供を持つことに伴う権利や義務について説明しました。

その後、少年審判廷、科学調査室、調停室及び法廷を見学し少年審判手続、調停及び訴訟について説明し、法廷では、希望者に、法服を着て裁判官席に座っていただき、自由に写真撮影をしていただきました。

参加者は、男性5人、女性4人で、内訳は、保護者も含めて一般が3人、高校生が5人、中学生が1人です。参加者のアンケート結果は、今回の家庭裁判所の広報行事をどのようにして知りましたかとの質問には、新聞で知ったが最も多い回答でした。広報行事の感想については、「大変参考になった」が6人、「参考になった」が3人で、全員が参考になったとの回答です。裁判官の説明については、9人全員が「大変分かりやすかった」との回答です。

具体的な感想としましては、「家庭裁判所は、すごく身近で、疎遠ではないと思った。裁判官の話を聴けて、法律や裁判所についてもっと興味が持てました。」「家庭裁判所とはどういう所かということから教えていただいたので、理解しやすかった。」「裁判所というと遠い存在であるという印象であったが、生活に密着した問題解決の場であるということがよく分かった。」というものでした。

今の報告をお聞きになって、何か御意見等はございませんか。

今回のような高校生に対する広報行事は、今後も継続して行っていただけるのでしょうか。

教育委員会等を訪問した時も、ぜひ継続して実施して欲しいとの要望をいただいておりますので、時期は分かりませんが、定期的の実施していこうかと考えています。ただ、対象を高校生だけに絞ることは検討の必要があると考えています。

アンケート用紙の右側の「意見欄」は書かれている方は少ないのですよね。

おりません。

アンケートの様式を縦向きにして、「意見欄」のスペースを小さくして、その分大きな文字で表記して、眼鏡をかけて書かなくてもよい大きさにしてはどうでしょうか。

(7) 裁判所からの説明

前回の委員会に関連することはここまでとしまして、ここからは、今回のテーマについての意見交換に入っていきたいと思います。今回の意見交換のテーマは、前回決めましたとおり、「高齢化社会と家庭裁判所の関わり方～主として成年後見制度の関係を中心として～」です。日本は今や世界有数の長寿国となっておりますが、それに伴い高齢化社会が進行しており、成年後見の問題を始めとして家庭裁判所が関与する様々な問題が生じています。今回は、成年後見制度がメインテーマとなっておりますが、それに関わらず家庭裁判所と高齢化社会の問題について、どしどし意見交換をしていただきたいと思います。

その前に、成年後見制度について御理解を深めていただくために、担当者から説明をいたします。まず、私が家事審判官として成年後見事件を担当しておりますので、私から、簡単に、成年後見制度の概要を説明したいと思います。

人間がだんだん年を取ってくると、判断能力や記憶力が弱くなり、その結果他人に騙されたり、失敗したりすることも多くなります。委員の皆さんも豊田商事事件や高齢者が悪質な訪問販売業者に高い品物を買わされた例などが新聞紙上を賑わしたことを覚えておられると思います。

成年後見制度は、高齢者に限りませんが、20歳以上の方（成年）であって、痴呆、知的障害、精神障害などの精神上的障害のために判断能力が不十分な方たちの

財産管理や契約締結の際に援助する制度です。その目的は判断能力が不十分な本人を保護する制度です。

例えば、判断能力の不十分な方が、自分の所有している不動産を非常に安い値段で売ってしまう契約をしたり、訪問販売などで必要でもない高価な商品を買ってしまった時に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等がそのような不利益な契約を取り消して本人の財産を守ったり、あるいは成年後見人等が本人に代わって代理人として財産を売買したり、介護契約とか施設に入所する契約を締結するなどして、本人を保護する制度です。

これまでも判断能力が不十分な方たちを援助し、保護する制度として、禁治産及び準禁治産の2類型がありましたが、今から100年以上も前から設けられている古い制度で、禁治産や準禁治産が宣告されると戸籍や官報に記載されていたこともあって、十分活用されているとはいえませんでした。また最近準禁治産より精神上的障害が軽い人でもトラブルに巻き込まれるケースも増えてきました。また近年になって、本人の意思や自己決定権の尊重、障害者や高齢者が社会の一員として普通に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念も強調され、これらの理念と本人保護の調和の観点から、利用しやすい制度を目指して法改正が行われ、新しい成年後見制度が平成12年4月1日からスタートしました。新しい制度では、本人のプライバシーにも配慮して、新設された後見登記にこれらの内容を記録することになり、戸籍や官報には記載されないことになりました。

お手元に配布いたしました「新しい成年後見制度の概要」(別紙第3)を御覧下さい。新しい成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に大別されます。法定後見制度は、後見人の権限などが法律で定まっている後見の制度です。

法定後見制度では、現に判断能力が不十分な状態にある方々について、本人や家族等の関係者の申立てにより、家庭裁判所が適任と認める人を成年後見人等に選任します。

新しい制度では、これまでの禁治産、準禁治産制度を後見・保佐の制度に改めるとともに、保護できる方の範囲を広げて新たに補助の制度を作り、軽度の痴呆、知的障害又は精神障害の状態にある人を保護の対象としました。

判断能力の不十分さの程度によって、後見、保佐、補助の3種類に分けられますが、いずれに該当するかが問題となります。一般的には、本人の判断能力が全くない場合は後見、著しく不十分な場合は保佐、不十分の場合は補助ということになります。

法定後見制度は、本人が判断能力が不十分になったときのことを事前に決めておかなかった場合、すなわち判断能力が不十分になってからの制度で、いわば「転んでからの杖」というべきものです。

一方、任意後見制度は、当事者間の契約による後見制度で、今回新たに設けられた制度で、いわば「転ばぬ先の杖」です。これは、本人が判断能力が十分にある間に、将来自分の判断能力が低下したときに援助・保護してくれる後見人を、事前の契約で決めておく制度です。任意後見人として誰を選任するのか、任意後見人の権限の範囲・内容などを事前に当事者間で決めておく点などが、法定後見制度と異なる

っています。

この任意後見制度を利用したい方は、家庭裁判所ではなく、公証人役場に行って、公証人に任意後見契約の公正証書を作ってもらする必要があります。また、任意後見人が実際に活動するためには、本人その他関係者から本人の判断能力が衰えたことを理由に家庭裁判所に申立てをしていただき、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任して、任意後見人選任の効力を発生させる必要がありますので、この点に御注意下さい。

後見制度は、いずれも「精神上の障害」を要件としていますから、精神上の障害を伴わない身体障害者は対象になりませんし、以前は準禁治産の対象とされた単なる浪費者も保佐制度の対象者から除外されています。

最初に申し上げましたように、成年後見制度は、精神上の障害により判断能力の不十分な方たちの財産管理や契約の締結などを援助し、本人を保護するための制度です。

成年後見制度の利用が必要な場面としては、判断能力の不十分な方名義の不動産の売買、賃貸借、金銭の貸し借り、担保権の設定、遺産分割、預貯金の払い戻しなど、本人の財産の処分や管理を行う必要が生じたときなどのほか、本人の身上監護に関するものとして、介護保険契約における要介護認定の申請、福祉サービスの契約、施設入所の契約、病院などと医療契約を締結する必要が生じたときなどが一般的な利用形態と考えられます。

また、例外的な場合として、例えば、判断能力の不十分な親の財産を巡って、子供たちの間で財産争いが発生したり、発生する可能性が高い場合など、つまり遺産分割の前哨戦が始まっている場合などには、積極的に成年後見制度を利用していただいた方がよいと思います。この場合家庭裁判所は、子供たちの中から後見人を選任するのではなくて、第三者である弁護士や司法書士などの専門家を選任することがあります。これにより子供たちの親の財産を巡る争いを間接的に防止し、兄弟間で争いを起こさなくて済み、本人も安心して老後を送れるのではないかと思います。

家庭裁判所は、後見人等の不正を防止するため、後見監督人を選任して監督したり、必要に応じて後見人等に職務執行について不正がないかなどをチェックしたり、直接指導したりしています。

新しい成年後見制度がスタートしてから4年目に入りましたが、利用者の数は3倍以上になっています。その背景には、高齢社会への対応や障害者等の福祉の充実に対する社会の要請が高まっていること、判断能力が十分でない方々を適切に援助するための仕組みが整えられ、利用し易くなったことなどが挙げられます。家庭裁判所としては、成年後見制度をさらに利用しやすい制度とするため努力して行きたいと考えています。

家事首席書記官の和田でございます。將積委員長から成年後見制度全般について説明がございましたが、私からは、家庭裁判所における法定後見制度の手続、つまり後見、保佐、補助の手続について説明を申し上げます。これから申し上げる中で、後見、保佐、補助を一括して指す場合には単に後見等と略称させていただきます。

お手元に配布しました「審判手続の流れ図」(別紙第4)を御覧ください。後見

等の申立てがありますと、家裁の受付で 申立書や添付書類を審査し、申立てを受理しますと、審判の係に事件を配てんします。その後、本人の財産状況や判断能力等を調査し、本人の判断能力について鑑定を行い、その調査結果や鑑定結果が提出された後、裁判官（家庭裁判所では審判官とも呼びます。）が後見等を開始するかどうかを判断します。開始するとの審判（認容審判）が出れば、その審判内容を後見等の申立人や後見人等に通知し、その審判が確定しますと、東京法務局に後見等の登記嘱託を行うこととなります。

それでは、誰が、どこの裁判所に、どういう書類を提出したらいいのか、後見等の申立てにどの程度費用が要するのかについて説明いたします。お手元の「成年後見等開始申立ての手引」（別紙第5）をご覧ください。申立てをできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などで、申立ては本人の住所地を管轄する家庭裁判所にさせていただくこととなります。本人に親族がないような場合で、本人の福祉を図るために特に必要がある場合には、市町村長が申立てをできるようになっています。

申立てに必要な書類は、申立書、申立書付票、後見人等候補者身上書等です。これらはいずれも家庭裁判所の受付に所定の用紙があり、これらに記載していただくこととなります。その他申立てに際し必要な添付書類としましては、申立人や本人の戸籍謄本、本人や候補者について「後見等の登記がなされていないことの登記事項証明書」、後見等候補者の身分証明書など申立てに当たって必要な書類を提出していただく必要があります。

ここでいう登記事項証明書と身分証明書について説明いたします。成年後見等については、従来の戸籍の記載に代えて新たに登記制度が設けられましたので、この登記を見ることによって後見開始の審判などを以前に受けているかどうか確認できます。また、申立ての際には本人や候補者について後見登記等の登記がないことの証明書を提出していただくことになっています。

成年後見人等候補者の身分証明書ですが、これは市町村が発行しているもので、破産宣告を受けている者は成年後見人等の候補者になることができないので、破産宣告がないことを確認するために提出していただいています。

次に、申立ての際に必要な費用は申立て1件について収入印紙800円、郵便切手（連絡や審判書送達費用）5,000円前後、被後見人等の登記印紙4,000円で、申立てには合計1万円程度の費用が必要です。

申立てが受理されますと、事件は担当係に配てんされ、係の書記官の方でも申立書や添付書類等を再度チェックし、問題がなければ、審判官の調査命令により、家裁調査官が本人の判断能力や財産状況などを確認するために調査を行います。家裁調査官の調査の詳細はこの後の家裁調査官の説明に譲りますが、私の方から申立書が受理された際に、その機会を利用して家裁調査官が面接を行う受理時面接について説明させていただきます。神戸家裁本庁では、調査や審理の促進を図るために、この4月から週2日程度ですが、例えば申立て時点で必要な書類がほぼ整い、本人の財産状況がほぼ明らかになっていて、紛争性も少ないと思われる事件などについて、申し立てたその日に、家裁調査官が申立書を持参した申立人や申立人に同伴し

た後見人候補者などと会って面接を行う受理時面接制度を実施しています。この制度は、審理期間の短縮に大きく貢献しています。

次に、鑑定ですが、後見と保佐については原則として鑑定をすることになっています。補助と任意後見については、基本的に鑑定が不要とされており、提出された診断書に問題がなければそれで足りませんが、診断書が不備な場合には鑑定をする場合もあります。鑑定は申立て後に、裁判所が医師を鑑定人に指定して行います。本人を見てきた医師、つまり本人の主治医がいれば、その人をお願いすることが多いようです。

裁判所が事前に医師と交渉して、鑑定料の希望額を聞き、申立人の支払の都合も確認の上、申立人に鑑定料の相当額を納めていただいた後、正式に鑑定の依頼をします。鑑定料は個々の事案によって違いますが、その多くは5万円から10万円以下でお願いしているのが実情です。

次に後見人、保佐人または補助人に誰を選任するかも重要な事項で、家裁調査官の調査事項にもなっています。後見人等に親族になることも可能ですし、申立人自身になることも可能ですが、後見人等に誰になってもらうのがいいのかよく相談して後見人候補者等を挙げるように裁判所では指導しています。後見人候補者が挙げられていない場合には、裁判所が第三者の専門家等を選任することになります。また、親族間で誰を後見人に選任するか争いがあるときには、申立人が候補者を挙げていても、第三者である弁護士とか司法書士といった専門家を選任する場合もあり、法人を選任する場合もあります。

その外に、本人の意向も調査することがありますし、管理すべき財産が複雑かどうかは、誰を選任すべきかの大切な判断材料になりますので、家裁調査官の調査の対象になります。

今申し上げたような調査や鑑定を経て、いよいよ審判ということになるのですが、事案によっては審判官が直接本人や後見人候補者に会って色々お聞きする審問ということを行うこともあります。

後見開始の審判が出ますと、審判書謄本を申立人、後見人等に送付し、審判の内容を告知し、告知後2週間が経過しても抗告の申立がなければ確定しますが、審判が確定しますと、書記官が東京法務局に登録の嘱託手続を行います。

以上の後見開始、後見人選任等の手続が終わった後の手続についても若干説明しておきます。

後見監督、保佐監督、補助監督（以下後見等監督といいます。）とは、家庭裁判所が後見人等の事務を後見人等が正しく行っているかどうかを確認し、問題点があれば、これを是正するよう指導監督することをいいます。

家庭裁判所は、成年後見人等に対し、選任後一定期間ごとに照会書を発送して、本人の現状（身上監護面）や財産及び収支の状況について、その裏付けとなる預金通帳や領収書等のコピーを添付していただいて、後見事務の状況について報告を求めています。

また、成年後見人等が例えば本人の居住用不動産を売却したり、賃貸借契約を結んだり、抵当権を設定したりする場合には、後見人などの選任の手続が終わってい

ても、別個に裁判所に居住用不動産売却許可の審判の申立てをし、裁判所の許可があって初めて売却等の行為ができることとなります。自宅は本人の生活基盤に関することですのでこのような制限が設けられています。

成年後見人等は、報酬付与の申立てをすれば、家庭裁判所がその額を決定し、本人の財産の中から支払うこととなります。管理する財産の額、預貯金、不動産、有価証券等財産の内容によって手間が違ってきますので、それらを考慮して報酬の額が決定されます。

首席家庭裁判所調査官の水口でございます。成年後見等開始事件において、家裁調査官が実際に行っている調査の概要を説明させていただきます。

後見等開始の申立てがなされますと、後見等開始の要件が整っているか、後見人等の候補者が後見人等としてふさわしいかどうか等について調査を行うこととなります。担当の審判官から調査命令が発令されますと、家裁調査官がこれらの調査を担当します。

一般的な調査の対象は、申立人、後見等開始が必要とされる本人、後見人等の候補者、本人の主治医や入所中の福祉施設等の職員などです。このほかにも必要があればその他の親族等にお会いしていますし、数は少ないですが任意後見監督人選任事件の調査も担当しています。

次に、実際の調査の内容について説明させていただきます。まず、申立人に対しては、申立書や添付資料をもとに、どのような事情があって本件申立てをされたのかをお聞きします。例えば、後見等開始を必要とされる本人が、高度障害保険金を受領するためであったり、土地の売却や賃貸契約締結のためであったり、遺産分割協議や施設入所契約のためなど様々です。

そこで、後見等開始が本人のために本当に必要かどうか、本人の福祉に適っているかどうかということが、まず、第1の調査のポイントとなります。なかには、本人のためというよりも申立人や親族の目的を適えるための申立てではないかと思われるものもないわけではありませんので、申立人には成年後見制度の趣旨を十分説明して、理解を得るようにしています。

次に、申立人に、本人の健康状態、病名、判断能力や日常の生活の様子、申立人や家族・親族との人間関係、生活関係等を具体的にお聞きします。本人が病院や施設に入院されている場合は、病院名や主治医、担当指導員等の氏名を確認したり、申立人や親族の面会やお見舞いの状況等も細かくお聞きします。近いうちに家裁調査官が本人と面接することもお伝えし、早い場合は、申立人とその日程を調整することもあります。

併せて、本人の財産内容と財産管理状況や収入及び支出の状況と毎月の必要経費等について正確に確認しますが、これは、後の後見監督との関係で大変重要な作業です。申立人に作成してもらった財産目録と登記簿謄本や預金通帳、証書等の資料とを照合し、不足する資料は追完してもらうように指示します。申立人以外の親族が本人の財産を取り込んでいるような場合がないわけではありませんが、このような場合は、大変時間のかかる困難な仕事になることがあります。ですから、申立ての段階できちんと必要な資料が揃っておれば、迅速に調査を進めることができること

になります。

本人の多くは、病院や福祉施設に入院しておられ、身上監護面で差し迫った問題がない場合が多いですから、家庭裁判所の後見監督は、財産の管理状況が適正かどうかを中心になることが多いです。よって、最初の段階の財産状況の把握は大変重要な作業といえます。

さらに、申立人に、後見人候補者について、その人を候補者に推薦している理由、本人とのこれまでの生活関係や利害関係の有無、人柄や誠意等について具体的にお聞きします。そこで、後見人候補者が後見人としての適格性をどの程度有しているかを判断しながら調査して行くことになります。実務では、申立人御自身を後見人等に選任してほしいと望まれる場合が結構多いのが実情です。

次に、本人の調査についてですが、ほとんどの場合、病院や施設に入所しておられるので、家裁に来ていただくのは困難なことが多いですから、家裁調査官が御自宅なり病院なりを訪問して本人にお会いすることが大半です。訪問する場合は、前もって御家族や病院の主治医、施設の指導員等に連絡し、本人の状況に十分配慮した上で訪問しています。本人が少しでも会話ができるようであれば、ていねいにわかりやすく本件申立てについて説明し、本人からお話をお聞きします。お聞きする内容は、御自分の病状や申立てについてどのように考えるか、だれに後見人等になってもらいたいのか、財産はどこにどの程度あるかについてなどです。話ができない場合でも、頷いたり顔や手の表情で意思表示をされることもあります。呼び掛けてもわずかな反応だけであったり、全く反応されない場合も少なくありませんが、例えば、植物状態である等明らかに意思能力がないと前もって診断書や主治医の話から判断できる場合以外は、家裁調査官が病院等に出向いて、本人にお会いするようにしています。余談ですが、病院や施設は交通が不便で比較的遠方の閑静な場所にあることが多く、出張調査はなかなか骨が折れる仕事となっています。また、判断能力が低下している人達との面接もなかなか難しく、家裁調査官としては、日々面接技法の研鑽に努めています。

次に、後見人候補者の調査について説明させていただきます。候補者に家庭裁判所に来ていただき、申立ての内容についてのお考えと後見人等の仕事についての理解の程度や、後見事務への意欲、本人との生活関係等を具体的にお聞きします。そして、候補者自身の生活状況、収入状態や借金の有無等も聴取します。その上で後見人に選任された後の身上監護や財産管理方針等を確認します。また、例えば、家族や親子であっても、候補者自身の財産と本人の財産をきちんと区別して管理しなければならないことや、後見監督人や家庭裁判所に財産目録を調製し、資料を添えてきちんと正確に後見事務の内容を報告する義務があること、家庭裁判所等の指導や指示に応じてもらわないといけないこと、財産の流用や横領等の不正行為は絶対に許されないこと等をきちんと説明して、理解してもらうことに力を入れています。中には、当面する問題が解決すればそれで終わりと思う候補者の方もいますが、そうではなく、本人の全財産を適切に管理する職責があることを最初にきちんと自覚してもらうことがとても大切だと考えています。候補者とのこのようなやり取りを通じて、候補者が後見人としての適格性を有しているかどうかを判断します。

新成年後見制度の下では、後見人等は、親族に限らず広い範囲から真に本人のためになる後見人等を選任することができますので、例えば、本人の財産を巡って、遺産分割の前哨戦とも思える親族間の争いが見られるような場合は、候補者ではなくて、弁護士や司法書士、税理士等の第三者専門家を後見人等を選任するほうが適当であるとの意見を、家裁調査官が裁判官に提出する場合も少なくありません。その場合は、本人の財産から第三者専門家に報酬を支出することになりますし、家庭裁判所は親族を信用してくれないのか等の理由で、第三者専門家の選任に難色を示す親族も少なくありません。後見人等に後見事務をスムーズに行ってもらうためには、親族と第三者後見人候補者との信頼関係が重要ですので、第三者専門家の選任に当たっては、家裁調査官が、その選任の必要性について念を入れて丁寧に第三者専門家の候補者や親族との間の関係調整をしています。また、本人の身上監護と財産管理をそれぞれ別の後見人が分担する形にして複数の後見人等を選任するのが相当な場合もあり、家裁調査官としては、ケースバイケースで意見を述べています。

最後に、本人の主治医に対する調査についてですが、電話照会又は直接面談をして、本人の病名や病状、能力の程度等を調査し、必要に応じて親族の面会や看病の状況等の本人と親族の関係をお聞きします。そして、鑑定を引き受けていただけるかどうか、鑑定料の希望額についてもお尋ねし、求めがあれば、最高裁が作成した鑑定書のひな形の書式を渡して、なるべく迅速に鑑定書を作成していただけるようにしております。

(8) 意見交換等

それでは、成年後見制度の流れがおわかりになったと思いますので、質問、御意見等がございましたら、おねがいします。

成年後見事件の関係で弁護士会で調べたところ、弁護士が第三者後見人として家裁から推薦依頼を受けた件数がずいぶん少ないようなのですが、成年後見事件の具体的な数字はどのくらいあるのですか。

申立ての最初から、後見人候補者に弁護士が記載されている事件も結構ありますし、個人的には、弁護士、司法書士に後見人を依頼している事件は少なくはないと思うのですが。

神戸家庭裁判所全体での後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見契約の新受合計事件数（ただし、この数字には関連事件の数も含まれます。）は、平成13年は538件、平成14年は785件、平成15年は1,068件です。指数は、平成13年を100とすると、平成14年は146、平成15年は199となり、平成14年は平成13年の約1.5倍、平成15年は平成13年の倍となっています。

成年後見等事件は、申立人である親族が後見人になるケースがほとんどです。

先ほどの説明を伺いますと、家庭裁判所でかなり細かく事前の審査等をされているように思うのですが、結局、後見人になる方が信頼できるかどうかがこの制度の核になると思います。平成12年4月以降から、後見人に関するトラブルについては、どのようになっていますか。また、後見人には親族が多いとのことで、後見人になった第三者専門家も信頼できるとのことですが、被後見人本人がだまされた場

合の後見人に対する賠償責任はどのようになっているのですか。

トラブルとは、どのような意味のトラブルですか。

本人の意に添わないことを後見人にされてしまったからトラブルになったということは、ありますか。

私の経験では、意に添わないことをしたことでトラブルになったということはありませんでした。それとは別に、不適切な管理をしているのではないかと、つまり、本人の財産と後見人の財産をきちんと分けずに管理をしているとか、そのようなことが、件数については何件とは分かりませんがたまに見かけます。後見人になった親族の方で、成年後見制度についてのきちんとした自覚、つまり、本人のために、本人の財産と後見人の財産をきちんと分けて管理して、帳簿も付ける必要があることは家庭裁判所でも後見人に選任する際に言っているのですが、その自覚が抜けてしまっている人がたまにあります。

そのような事例があると、家裁調査官の方に後見人を調査をしてもらって、その際に後見人に自覚してもらうのですが、それでも、財産の管理等がきちんとできない時は、後見人を家庭裁判所に呼んで、裁判官から後見人に、財産の管理等について「いついつまでにきちんとやりなさい。」などと話をする場合もあります。

親族の場合は、管理について、本人と後見人のお金をごちゃごちゃになって、井勘定になってしまう場合があります。また、意識的に使い込む人もいますが、本人である親の財産と後見人である親族の財産をごちゃごちゃになって、結果的に使い込んだ状態になってしまうこともあります。

司法書士が後見人になる場合ですが、リーガルサポートという専門の機関があります。後見人の場合、信頼されることが大切ですので、単位制をとりながら倫理を含めた研修をしています。それでもなお被後見人に損害を及ぼして、司法書士後見人に管理責任が問われた場合は、リーガルサポート独自の損害賠償基金を設けており、利用者の方には一切損害をかけない形で運用しています。

弁護士会も、「たんぼぼ」に加入している会員は、総額3億円以上の損害賠償責任保険への加入が義務づけられていて、何かあっても責任がとれるようになっています。研修についてもきちんとしたものをやっていますので、専門家を後見人にする場合については、十分な対応ができていると思います。

第三者専門家ではなくて、親族が後見人になっていて、財産の使い込みをした場合は、問題になります。

最近では、「オレオレ詐欺」なども多いので、この制度を利用してケアできればと思うのですが。

精神上の障害がないと成年後見制度は利用できないので、オレオレ詐欺とはちょっと場合が違ってしまいます。

最高裁の統計等をみますと、新しくできた補助人制度については、利用が非常に少ないように思うのですが、神戸家裁としてはどのような意識をもって運用されているのですか。利用できるのかできないのか、利用が難しいとも感じるのですが。

関連事件も含めた神戸家庭裁判所全体の補助開始等の新受件数ですが、平成13年は78件、平成14年は137件、平成15年は210件です。ただし、補助開

始等の場合は、関連事件の関係で、申立実数はこの2分の1から3分の1と考えてください。

日常生活は通常にされていますが、訪問販売でだまされたり、高額な商品を通信販売で次々と買ってしまう場合などに、補助開始の申立てがされた例があります。申立てが特に難しいとは感じていませんし、本人の能力に問題があって、保佐人を選任した方が妥当な場合は、保佐開始の申立てに変えてはどうかということもあります。そうでない場合は、鑑定なしで選任されることもあって利用しやすい制度だと考えています。ただし、申立ての必要性、何のために申立てをするのかをよく考えて、補助人の権限を限定してもらわないと、何でもかんでも補助人が代理できるとすると、本人の能力が残っているのに自分でできないことになってしまいますので、補助人に与える代理権を限定して申し立てて欲しいと思います。

補助開始の場合、調査の段階で、本人から、自分でできるとの意見が出されたりすることがあります。

補助については、ほとんど通常人と代わらないような判断ができる能力の高い方が本人の場合があります。そのときは、かなり限定的に考えなければなりません。補助の場合は、後見、保佐と異なって、基本的には本人に能力があって、その一部が欠けている場合に選任されることを前提にしています。そうすると、なんでもかんでもすべて代理権の範囲としてしまつては、本人の能力を奪ってしまうことになります。裁判所としても、その点を吟味して運用しています。

成年後見等開始申立ての手引（別紙第5）の「3 申立て後の手続の流れ」の項目を見ますと、申立てから審判が出るまでかなりの期間がかかるようですが、事案によっては、申立て時に早急に後見人が必要な場合もあると思うのですが、そのような場合の手当ては何かあるのですか。

急ぐ場合は、審判前の保全処分という手続を利用して、財産管理人を選任して、審判が出るまでの間、財産管理人に財産を管理してもらうことができます。

弁護士や司法書士などのいわゆる専門家がするような後見人の仕事を、一般の普通の方も後見人としてするわけですね。先ほどの説明にもありましたが、後見人にふさわしいかどうかを厳密に調査しているとのことですが、後見人として、人柄とかがふさわしくても、専門家がするようなことを一般の方にしてもらうのですから、何か、専門的なことが必要ではないかと思うのですが、一般の方に、指導というか教育というか、そのようなことは何かしているのですか。

申立人が候補者を兼ねている例が約半数くらいあり、例えば、母親と息子さんが来庁されて、父親が本人で息子さんが後見人となる例などが非常に多いのですが、その場合、母親である申立人と後見人候補者である息子さんとが同時に来庁されません。ですから、そのような場合は、手続相談時や申立て時に、「成年後見人Q&A」という冊子や成年後見制度についての書類を渡して、後見人についての責任と権利義務や職務内容を約30分くらいかけて説明しています。また、後見人に選任する決定を記載した審判書を後見人に送付するときに、別途、後見人としてしていただくことを記載した書類も送っています。

後見人候補者への家裁調査官の選任調査の段階では、かなり後見人の職責につい

て説明をしています。また、先ほどの説明にありました「成年後見人Q&A」という冊子には、後見人としてこのような場合はどうするという質問に対して、こう行動するといった回答が分かりやすく記載されています。ですから、後見監督として、調査官が後見人を呼んで調査をする際に、原点に戻る意味で「成年後見人Q&A」を読んでもらうように言ったり、調査の際に持参してもらって手元に置くなどして、冊子の内容を確認してもらったりしています。また、この冊子を見てもらって、だからこのような場合はこうしてもらわないと困るのですと言ったようなことを、その都度、その都度、この冊子を活用する等して後見人を指導しています。

精神障害を理由とする浪費であってもこの制度は利用できるのですか。

はい、できます。旧制度では、浪費者であることを理由として準禁治産宣告が出ていましたが、成年後見制度は精神障害があることが必要です。

成年後見等開始申立ての手引（別紙第5）によれば、成年後見制度の利用例として契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等が挙げられていますが、高い買い物をしたり、不要な物をたくさん買うなどの場合でも利用できるのですか。

はい、できます。そのような例も結構ありますので、後見ないし保佐開始の手続になります。

申立人になることのできる人は限定されているようですが、例えば、精神病院の医師が患者の財産管理のために後見人を選任したい場合などはどのように解決されていますか。

そのような場合は、医師は、まず親族等に相談をしたいと思います。親族の方がいらっしゃれば、親族から申立てをしていただくことになると思います。親族の方がいらっしゃらない場合は、市町村長も申立人になることができます。

例えば、患者と親族の間で、遺産相続の問題などがあって、十分な保護が期待できないと感じるような場合など親族を通じて申立てをするのが不適切な場合はどうなのでしょう。

遺産相続の場合は、親族が2～3のグループに分かれていることが多いので、誰か患者側の味方になるグループがあることが多いのです。また、親族がいないとか、親族がいても音信不通である場合などは、市町村長から申立てをしてもらうことがあります。親族など、誰かを捜し出してきて申立人になってもらっていることも多いようです。

後見人の変更や解除のようなことはできるのですか。

場合によりますが、後見人に不適切な管理行為などがある場合は解任をしますし、後見人が高齢になって職務を全うできない場合は、辞任してもらって新しい人を選任することもあります。

（休憩）

後見事件の新受件数は結構数があるようですが、高齢者と精神障害者の割合はどの程度あるのですか。

統計としては把握していませんが、成年後見事件を担当している感触としては、高齢者が圧倒的に多く、若年の精神障害者は比較的少ないと思います。

例えば、痴呆の方の場合などでも、家族関係が調和していて家族で上手くやって

いる場合でも、あえて成年後見制度を利用している理由が何かあるのでしょうか。

例えば、施設へ入所する契約を締結する場合などに、後見人を選任します。

その場合でも、あえて後見人が契約を締結しなくても、本人の長男などが契約すれば良いのではありませんか。

最近では、施設や銀行などから後見人を選任するように求められるようです。

そうすると事件は増える一方ではありませんか。

そうです。家庭裁判所としても、増え続ける事件の対応に苦慮しています。

身よりのない方とか、親族が申立てに協力しないとか、いろいろあると思います。が、そのような場合、市町村長の申立てについて、予算を立てるなど、どの程度、市町村として力を入れているのでしょうか。

例えば、実務の中で時々見かけるのは、独居老人や施設に入所している方で、判断能力が衰えて悪質な訪問販売に引っかかったり、預金や生活保護費の管理もできずに困っている場合などです。その場合、市町村が親族を捜して、親族から申立てをしてもらう場合もありますし、そのような方が見つからない場合は、市町村長が申立てをしています。つまり、市町村の福祉行政事務の中で、必要に迫られて申立てをすることもできるように思われます。また、国の制度として、成年後見支援費制度もできまして、ある程度の費用はそこから支払うことができるようになりましたので、行政の方が家裁に相談に来られて、そのような制度を活用したりして申立てをするケースも結構あると感じています。

そのようなケースは、事件数としては結構数があると思います。

例えば、身よりのない老人の方で、ある程度の財産を持っておられる方について、その財産を保護するために、市町村長から申立てをするケースもあります。

このような制度ができてくると、銀行等が、トラブルになるのを避けるために、本人に能力がない場合は後見人を選んでもらうように、いわば経済的原理から、後見人を選任するように言ってくるようになると思うのですが。

銀行でお金を借りるのに、父親名義の不動産に担保を設定しようとして、父親に判断能力がない状態だった場合、銀行から言われて成年後見の申立てをするケースも結構あります。金融機関などは、後見人の選任をするように求めることが多いのではないかと思います。

家族関係が円満な状態で、長男などがきちんと管理していても後見人を選任することになるわけですね。

その時は、長男の方が後見人に選任されると思います。

ですが後見人としての義務もかかってきますから、円満な家族の中で、権利義務ということはどうでしょうか。

義務もかかってきますが、上手くいっている場合は問題にはなりません。

今までは、例えば、長男が印鑑を持っていけば預金の引き出しとかができたのに、最近ではそれができないとの話は聞きます。後見人になれば、特にトラブルがなくても、何年かごとに管理状況を報告するなどといった義務は出てきます。

後見人の登記については、東京法務局になっているのですか。

はい。現在は1箇所ですが、来年以後には増えていく予定です。

チェックする側からすれば、東京しかないのは不便では。

現在、後見人の登記は東京法務局1箇所です。数を増やすなどについては、いろいろな方面からそのような意見も出ています。登記事項証明書の請求については、裁判所に書式やサンプル記載例を用意し、それを見れば申立人の方で請求手続きをしていただけるように配慮しています。

後見人登記については、プライバシーの関係もあって、自分本人の登記以外は、利害関係のある人でないと取ることはできません。

複数の人の後見人になれるのですか。

弁護士や司法書士の方などは、余力があればそのようなようにしていただいています。あまり例はありませんが、その他の個人の方についても理屈の上では可能です。

前に例があったのは、父親と弟について、それぞれ精神障害があるということで、同じ人が後見人になっていました。

その場合は、それぞれについて調査を通じて適正であると判断するのですか。

そうです。

平成12年4月から制度が始まったようですが、仮に1年で500件の申立てがあったとして、本人が亡くなるまで後見人の職務は続くわけですから、このままどんどん後見人が増えていけば、裁判所のシステムとしてパンクしそうな気がするのですが。

適正かつ効率的に処理をしていくことになります。

選任され続ける後見人の職務をチェックすると、膨大な業務量になるのではありませんか。チェックについては裁判所がするのではなくて、他の機関を作るとか。

本人が高齢者の場合は、後見人の職務期間も比較的短いと思われるのですが、若年性の精神障害者の場合は、期間が長くなります。

数字を見ますと、後見人には83%から85%の方が、専門家でない一般の方から選ばれています。普通の方が後見人をしている場合に、定期的に報告を求めているとのことですが、後見人としての業務がどこまでできるのかという点と、病気の看護や入退院などの身上介護も後見人の職務ですが、その点も家庭裁判所が監督しているのですか。

裁判所の後見監督は、財産管理の面だけです。

後見人について、定期的に財産の管理について報告を求めて、管理状況について確認をしているのですか。

そうです。ですから、裁判所の職員の労力は非常に大きなものになっています。

後見人のチェックの専門機関を作るとか、ビジネスになるようにしてはどうですか。

東京家裁では成年後見を専門に担当する部があるようですが、神戸家裁にはないのですか。

神戸家裁にはありません。東京家裁では、成年後見の集中部がありますし、後見等開始については専門のセンターがあります。大阪家裁にもセンターがあります。

徐々にそのような態勢も考えていかないといけないと思います。

このような制度ができてくると、銀行などが成年後見の申立てをするように求め

たりして、一家庭一後見人ようになって行く流れもあり得ますね。そうやって、後見人のチェックに調査官がエネルギーを取られると、他の事件ができなくなるのではありませんか。

そうですね。通常の裁判所の事件は、何かを決定すると終わるのですが、成年後見は本人が亡くなるまで終わらないのです。

社会全体の中で大きく見れば、これは裁判所の仕事というより福祉の仕事のような気がします。

始めは、成年後見制度は特殊な人に後見人が付くと思っていたのですが、普通の人でも後見人の許可がないと契約とかの手续ができにくいと言ったような流れになっているようですので、後見人のチェックが増え続けることについて、裁判所としても早めに声を挙げておかれた方が良いのではありませんか。

悪質な訪問販売が来たときにも、ついつい買ってしまうような弱さを持っているくせのある人について、補助人を付けて、買い物を制限すれば、私は補助人が付いているので契約できませんなどと言って、しつこい人に対しても、それが身を守る一つの盾になったりすると思うのですが。

「弱さを持っているくせのある人」、とおっしゃいましたが、補助の場合も、添付書類に診断書を添付していただくなど、本人に障害がないと利用できないのです。

被暗示性が高いと言うだけではだめで、病名が付かないといけないのですね。

何かするときに他人の助力を要する人について補助人が選任されるのです。例えば、10万円以上の買い物をするときは補助がいるとしておけば、本人が契約してしまっても後で取消ができることになります。ですが、そのためには、本人に精神上の障害が必要です。「人の言葉にすぐのってしまう。」というだけではだめなのです。

被補助人が選任されていることを第三者に示すような書類はないのですか。

補助人を選任した旨の審判書があります。

後で契約を取り消すのも面倒なので、それを家の前などに貼っておくなどしておけば、未然に防ぐことができるのではありませんか。

本人がそれをするのは自由ですが。

審判の結果が告知されるのは本人と後見人ですか。

後見の場合は本人に能力がないと判定して選任しますが、何らかの能力が残っている方もいますので、法律上は、本人には通知をして後見人には、審判の効力を発生させる要件でもありますから、告知をしています。

鑑定人には何も来ないので、通院されている方からは、後見人が選任されました等の話を聞くこともあるのですが、そうでない方は、鑑定した後、鑑定が採用されたかどうか、その先がどうなったのか分からない状態なのです。それについて、何か教えていただけるような制度はあるのですか。

今のところありません。

悪質な後見人が被後見人の財産を横領して、被後見人に他に身よりが無い場合に、裁判所が、後見人を刑事告発することは予定しているのですか、あるいは実際にそのような事例があるのですか。

具体的な事件は申し上げられませんが、あります。使い込みがあった場合は、話し合って弁済してもらおう例もありますが、現に、裁判になっている例もあります。

また、その場合に、後見人が本人の子供等の推定相続人の場合は、難しいものがあります。第三者後見人はそのようなことはないのですが、例えば、推定相続人については、財産は、どうせ本人が亡くなったら自分たちの物になると、親の財産をもらうのだからと当たり前意識でやっていることもあります。

任意後見人制度については、利用数が少ないようですが、制度が利用しにくいのですか。

公証人の知人からは結構多いように聞いていますので、そんなことはないと思います。任意後見人については、まず、公正証書を作成して選任契約をします。家庭裁判所には任意後見人監督人の選任という形で来ますので、実際の数字は、家庭裁判所にはすぐには分からないのです。

平成12年4月から制度が始まったのですが、まず、精神的に問題のない方が任意後見制度を利用します。そして、その方に何か問題が発生してから家庭裁判所に申立てがありますので、家庭裁判所に来るのはこれからではないかと思っています。

任意後見人には、司法書士の方がなっている例が多いようですが。

むしろ、司法書士としては任意後見人に力を入れていて、増えています。

私の意見ではないのですが、弁護士の報酬が安いという声があります。定額というわけではないのですが、月にすると3万円ぐらいです。後見人の仕事は、身上介護も含まれていますので仕事量とすれば大変な量があります。ある弁護士から聞いたところでは、3箇月ごとの転院の契約の世話もして、死に水までとって、葬式も挙げて、そこまでしたそうです。それで月3万円は安いと。その当たりの配慮はまったくないのでしょうか。

報酬は仕事の内容などの関係もありますが、要するにお金がない、本人の財産額が少ない場合があって、その関係があるので非常に難しいものがあります。また、弁護士の方は相続財産管理人のことを念頭に置いているのかも知れませんが、相続財産管理人の場合は、財産がある場合が多いのです。御要望にはできるだけ配慮したいとは考えています。

また、私も成年後見制度の講演等をしていますが、その時の反応として、一般の人は、第三者専門家に後見人を依頼したがるのですが、報酬を払うのは嫌がります。仕事をしてもらうのですから、報酬を払うのは当然のことなのですが、なかなかそのことを頭に入れてもらえないのです。ですから、嫌がっている人を説得して第三者後見人を受け入れてもらうことには、書記官がとても苦労しています。

後見人に弁護士等を選ぼうとしても、推定相続人が申立人の場合は、本人が亡くなればその財産は将来自分の物になることが影響して、「財産の管理にはなるべくお金のかかる第三者専門家にはお願いしたくない、それだったら自分たちで管理する。」とおっしゃる方が多いのです。日本では、まだ知識にお金を払うのを嫌がる傾向があります。

中には、強硬に、第三者専門家後見人を解任して欲しいと家庭裁判所に申し入れる方も現実にあります。書記官としてもその方との対応が大変なのです。そのよう

に言ってくる方のケースで、別の方を後見人に選んだとしても、また、別の問題が起こってくるのが考えられますので、家庭裁判所としては、あくまで第三者専門家を後見人にする方針を貫きます。

難しい問題があります。日本では、まだ知識にお金を払うという考え方をする人が少ないと感じています。

ほかにありませんか。成年後見に関してではなくても結構ですから。

参与員の関係はどうなっていますか。

私は人事訴訟を担当していますが、すでに、参与員の方が人事訴訟事件に立ち会って、和解で解決した事件があります。その他に、証拠調べに入る事件もあって、立ち会う参与員2人も選任しています。今後も、徐々に相当な事件に入っていたらこうと考えています。

参与員の方に立ち会っていただいた場合は、原告と被告の方には、「民間の方で参与員という方をご存じですか。」と尋ねるのですが、たいていの方は頷かれて、抵抗なく受け入れていただいています。

4月から人事訴訟が家裁に移管され、これまでは、主張の交換など事前の手续をしていましたので、参与員について実質動き出すのはこれからです。

委員には、実際に参与員として人事訴訟に立ち会っていただきました。何か、感想などありましたらお願いします。

非常に緊張しました。また、言葉が原告・被告など調停で使っている言葉とも違いますのでその切り替えが大変でした。また、裁判官と事前協議をしたときに、参与員は、裁判官の許可を得て原告・被告に質問をするとありましたので、あまり質問することもないのかと思っていたのですが、裁判官が、私たち参与員に、「質問はありませんか。」と促していただいたりしました。そして、立ち会った事件については、それなりの内容の和解で終了しました。

原告と被告には、この方は参与員で、裁判官ではなく民間の方ですというように説明するのですか。

はい。裁判官ではなくて民間の方だと説明しています。

ほかに、何か御意見はありませんか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、このテーマに関する意見交換はこの程度とします。貴重な御意見をありがとうございました。

(9) 次回の家裁委員会のテーマについて

次回の家裁委員会のテーマは「神戸家庭裁判所における少年非行と教育的措置」に決定した。

決定の概要は次のとおり

次回の家裁裁判所委員会の意見交換のテーマにつきまして、前回委員会で、少年事件についてテーマにしたいので何が良いテーマを考えていただくようお願いしておりましたが、どなたか何か良いテーマはございませんか。

家庭裁判所で実際どのような手続をして、どの点に御苦労があるというような話をお聞かせいただければと思います。

興味があるのは、少年に対する処分の内容、接し方、家庭裁判所として苦労して

いるところなどを聞きたいです。

私は少年事件はほとんど関与していないのですが、少年の側から見れば、家庭裁判所は処罰する所と捉えられていると思うのです。本来はそうではないと思いますので、少年の社会内処遇について、実際にはどの程度までやっているのかについて伺いたいです。

また、最近では、児童虐待の問題もありますのが、そのような問題には家庭裁判所はどのように関与しているのですか。

児童福祉法 28 条の施設入所許可について関与しています。

後は、家事事件で関係しています。

少年審判の際には、児童虐待の関係など、どこまで家庭内の事情に入り込んで判断しているのかということを知りたいのです。

少年事件について、例えば少年院送致などいろいろな形で処置を執りますが、それ以外にも、少年や保護者に対していろいろな教育的な措置を執っているのですが、そのようなことについて紹介してはどうでしょうか。

「少年が非行を繰り返さないように～家庭裁判所における教育的な措置～」が平成 17 年 1 月の広報テーマにもなっていますし、次回のテーマは、「神戸家庭裁判所における少年非行と教育的措置」ということにしてはどうでしょうか。

それは、審判不開始不処分でも何もやっていないということはないということですか。

それも含めてということですか。それでは、次回のテーマは「神戸家庭裁判所における少年非行と教育的措置」ということにさせていただきます。

(10) 次回日程等

次回委員会の日程は、平成 17 年 2 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時までと決定した。

(11) 所長閉会あいさつ

(12) 閉会のことば（総務課長）

別紙第 1 ～ 別紙第 5 については省略